

## 府要約筆記者の登録等について

資料 2

これまでの経過	課題	対応案
<ul style="list-style-type: none"><li>・H25～26 年度に、府・大阪市・堺市の合同で、登録試験を実施。 →登録試験の点数が 60%以上の者を合格として要約筆記者に認定。 30%以上 60%未満の者を要約筆記者「補」として取扱い。)</li><li>・「補」を設定した理由は、「者」をめざすモチベーションの向上等。</li><li>・なお、「補」も現任研修（年4回の</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・今年度末にすべての「補」が更新年限を迎える。</li><li>・H29 年度に活動実績がある「補」は、1人（1回のみ派遣、現任研修は未受講）。</li><li>・今年度、現任研修を受けた「補」は、9人。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・今年度は、これまでどおり登録調書の提出によって、「補」の更新を認める。</li><li>・要約筆記者の障がい者計画上の目標値を見直し（H29 年度末までに 350 人→H32 年度末までに 15 人）を行ったことなどを踏まえ、「補」の扱いについては、H31 年度をもって終了（「補」の更新年限は、原則として、H31 年度限り）とする。</li></ul>

<p>うち、いずれか 1 回) を受講することを条件として、その翌年度において派遣することを可能とした。</p> <p>・ H27 年度に全国統一試験に移行。その際、3 年間の更新年限を導入。また、「補」は新規に発生させないととした。</p> <p>・ 府要約筆記者数は、124 人。「補」は、65 人。</p>		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 登録調書の提出要請と併せて、周知する。</li><li>・ 「補」及び既受講者も養成講座の受講を認める。</li></ul>
--	--	--